

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	障害物の伐除の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	宅地造成等規制法第 5 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	宅地造成等規制法第 5 条第 1 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 法第 4 条第 1 項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、さく等（以下「障害物」という。）を伐除しようとする場合において、当該障害物の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除することができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	60 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	障害物の伐除及び土地の試掘の許可（所有者等が不在の場合）
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	宅地造成等規制法第 5 条第 3 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	宅地造成等規制法第 5 条第 3 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 法第 5 条第 1 項の規定により障害物を伐除しようとする場合において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、法第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、直ちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	60 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	宅地造成に関する工事の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	宅地造成等規制法第 8 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	宅地造成等規制法第 8 条第 2 項、第 9 条 宅地造成等規制法施行令第 5 条～第 10 条、第 12 条、第 13 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>市長は、宅地造成に関する工事の許可の申請に係る宅地造成に関する工事の計画が宅地造成等規制法施行令第 5 条～第 10 条、第 12 条、第 13 条に定める基準に適合しないと認めるときは許可をしてはならない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>60 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	宅地造成に関する工事の変更の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	宅地造成等規制法第 12 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	宅地造成等規制法第 8 条第 2 項、第 9 条、第 12 条第 3 項 宅地造成等規制法施行令第 5 条～第 10 条、第 12 条、第 13 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>市長は、宅地造成に関する工事の許可の申請に係る宅地造成に関する工事の計画が宅地造成等規制法施行令第 5 条～第 10 条、第 12 条、第 13 条に定める基準に適合しないと認めるときは許可をしてはならない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>60 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	工事完了の検査
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	宅地造成等規制法第 13 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	宅地造成等規制法第 9 条、第 13 条 宅地造成等規制法施行令第 5 条～第 10 条、第 12 条、第 13 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(1) 宅地造成に関する工事の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了した場合においては、その工事が宅地造成等規制法施行令第 5 条～第 10 条、第 12 条、第 13 条に定める技術的基準に適合しているかどうかについて、町長の検査を受けなければならない。</p> <p>(2) 町長は、(1)の検査の結果工事が宅地造成等規制法施行令第 5 条～第 10 条、第 12 条、第 13 条に定める技術的基準に適合していると認めた場合においては検査済証を交付しなければならない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>1 4 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	造成宅地防災区域の指定の際の障害物の伐除の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	宅地造成等規制法第 20 条第 3 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	宅地造成等規制法第 5 条第 1 項・第 3 項、第 20 条第 3 項
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(1) 法第 20 条第 3 項が準用する法第 4 条第 1 項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、さく等（以下「障害物」という。）を伐除しようとする場合において、当該障害物の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除することができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>(2) 法第 20 条第 3 項が準用する法第 5 条第 1 項の規定により障害物を伐除しようとする場合において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、法第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、直ちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>30 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日